

日本作業行動研究会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は日本作業行動研究会 (Japanese Society for the Research of Occupational Behavior) とする。

(事務局の所在地)

第2条 本会は、事務局を秋田市本道1-1-1 秋田大学医学部保健学科作業療法学専攻におく。

(目的)

第3条 本会は、作業療法学における作業行動の研究発展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 一. 学術集会、研修会及び講習会の開催
- 二. 機関誌の発行
- 三. その他前条の目的を達成するために必要有益な事業

第2章 会員

(会員の資格)

第5条 会員は、本会の趣旨に賛同し、入会金及び当該年度の会費を添えて、所定の入会申込書を本会に提出し、理事会の承認を得ることによって登録される。

2 本会は、前項の会員とは別に以下の会員をおくことができる。

- 一. 名誉会員 作業療法学及びその関連分野において優れた研究を行った者及び本会のために特に功績がある者
- 二. 賛助会員 本会の趣旨に賛同し協力する個人、団体、会社

3 前項の会員は、評議員会において推薦し、総会の承認を得るものとする。

(資格の喪失)

第6条 会員が死亡した時、又は会費を1年以上納入しない時は、会員の資格を失う。

2 会員に著しい不当行為又は本会の名誉を損なう行為があった時は、評議員会の決議によって除名することがある。

(会員の権利)

第7条 会員は、総会において議決権を有し、学術集会に参加発表し、又機関誌に投稿することができる。

2 名誉会員は理事会に出席することができるが、議決権を持たない。また、賛助会員は、総会に出席することができるが、議決権を持たない。

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|------------|
| 一. 会長 | 1名 |
| 二. 副会長 | 2名 |
| 三. 理事 | 5名以上10名以下 |
| 四. 評議員 | 15名以上25名以下 |
| 五. 監事 | 2名 |

(会長)

第9条 会長は、総会で選出し、会務を統括し本会を代表する。

(評議員)

第10条 評議員は会長が委嘱し、総会で承認され、会長の諮問に応じて重要事項を審議する。

(副会長)

第11条 副会長は評議員の中から互選し、会長を補佐して会長に事故ある時は会長の職務を代行する。

(理事)

第12条 理事は評議員の中から会長が委嘱し、会務を分掌する。

(監事)

第13条 監事は評議員の中から互選し、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(役員を選出)

第14条 役員を選出は、総会に出席した会員の3分の2以上の決議において承認

する。

(任期)

第 15 条 役員の任期は4年とし、再選を妨げない。

2 役員が途中で交代する場合は、前任者の残りの任期を引き継ぐ。

第4章 会議

(会議)

第 16 条 本会の会議は、総会、理事会、評議員会とする。

(総会)

第 17 条 総会は会員で構成し、予算、決算、事業計画及び会長の選出などの重要事項を審議決定する。

2 会長は総会を年1回あるいは必要ならば臨時に招集し、その議長を務める。

(理事会)

第 18 条 理事会は、会長、副会長、理事、及び監事から成り、本会運営の主体となり会長の諮問に応じて本会の運営に関する企画立案及びその実行の任にあたる。

2 理事会は会長が必要と認める時これを招集し、議長を務める。

(評議員会)

第 19 条 評議員会は評議員から成り、副会長、監事の選出及び名誉会員の推薦を行い、会長の諮問に応じて重要事項の審議を行い、また必要に応じて総会に会長の推薦を行う。

(決議方法)

第 20 条 会議で議決を定める時は、出席者の過半数をもって議決する。

(編集委員会)

第 21 条 本会に機関誌の編集のため編集委員会を設置する。

2 編集委員会の長は理事をもって充て、会長が委嘱する。

3 編集委員は会員の中から編集委員長が推薦し、会長が委嘱する。

(事務局)

第 22 条 本会の事務を掌るため事務局を設置する。

2 事務局長は理事をもって充て、会長が委嘱する。

3 事務局員は会員の中から事務局長が推薦し、会長が委嘱する。

第5章 会計

(会計)

第 23 条 本会の会計は、会費及び寄付金その他の収入をもって充てる。

(会費の徴収)

第 24 条 会費は会員、賛助会員から毎年徴収する。各々の会費及び入会金の額は別に定める。

(会計年度)

第 25 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

1. 本会則は平成3年5月26日より施行する。

附 則

1. 本会則は平成9年6月8日に改正し、施行する。

2. 第24条における会費の額は、会員は3,000円とし、賛助会員は年間一口(10,000円)以上とする。また、入会金の額は1,000円とする。

附 則

1. 本会則は平成17年7月17日に改正し、施行する。